

新潟市北区社会福祉協議会

令和5年度 助成事業の手引き

社会福祉協議会では、自治・町内会を通してご協力いただいております**社協会員会費・共同募金配分金**を財源として地域コミュニティにおける地域福祉活動に対し、**各種助成**を行っています。

活用できる団体	助成事業名	助成金額
自治・町内会 地区社協 コミ協、民協等	1 地域ふれあい事業 P.1～2	上限 10,000円 / 回 (年2回を限度とする) 活動応援加算(令和5年度限定) 5,000円 / 回
	新型コロナウイルス感染関連 2 地域ふれあい事業拡大助成 P.3～4	上限 10,000円 / 回 (年1回を限度とする)
	3 見守り推進事業 P.5～6	上限 10,000円 / 年
	4 緊急情報キット配布事業 P.7～8	上限 400円×配布数
	5 地域の茶の間事業 P.9～12	上限 30,000円(月1回) 上限 60,000円(月2回以上) 上限 240,000円(週1回以上)
地域の各種団体	6 子育て支援事業 P.13～14	上限 30,000円/年(定期) 上限 10,000円/年(行事)
地区社協 コミ協	7 地域福祉活動計画推進事業 P.15～16	上限 30,000円 / 年

*****相談受付窓口*****

新潟市北区社会福祉協議会

〒950-3323

新潟市北区東栄町1丁目1番14号

(北区役所1階)

TEL: 386-2778

FAX: 388-2914



1 地域ふれあい事業



自治・町内会の範囲で、住民の世代を超えた交流を深めることを目的とした助成事業です。

多世代交流への支援し、担い手の育成をすすめます。

〔1〕助成対象団体

北区内の自治・町内会

〔2〕事業例

ウォーキング、夏祭り、盆踊り、クリーン作戦、 など

〔3〕助成の条件

- ① 自治・町内会住民全体に呼びかけ、多世代（児童5名以上）が事業に参加していること
- ② 自治・町内会が事業の実施に関与していること
- ③ 概ね20名以上の参加を見込むこと

◆参加者が一団体に所属する者のみの事業は助成の対象外とします。

〔4〕助成の内容

- ① 助成対象経費項目一事業費全般

◆お酒代は除きます

- ② 助成額の上限・・・1回につき10,000円まで

- ③ 活動応援加算（令和5年度限定）・・・1回につき5,000円

◆1自治・町内会が実施する場合の助成額は

10,000円＋5,000円（上限）になります。

◆複数の自治・町内会が共同事業を実施する場合の助成額は

10,000円×申請自治・町内会数＋5,000円（上限）になります。

- ④ 助成回数の上限一年度内2回まで

◆残額・残数を次年度に繰り越すことはできません



◆注意事項

事業実施後に申請書兼報告書を提出いただきますが、

実施前に企画内容をご相談ください。

1 地域ふれあい事業 申請のながれ

<事業実施前>

相談

新潟市北区社会福祉協議会へ企画内容を相談ください。
(電話・来所どちらでも可)
(例：ウォーキング、夏祭り、クリーン作戦など)

<事業実施後>

報告

新潟市北区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(郵送・窓口どちらでも可)
(1) 助成申請書兼報告書 **様式1**
(2) 助成対象経費分の領収書
(3) 事業開催案内のチラシ
(4) 事業実施時の写真など
(5) 通帳の写し(口座名義記載ページ)

審査

提出書類の漏れ等を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。
助成が決定した場合は、助成金振込日も合わせてお知らせします。

振込

通知でお知らせした日に、提出書類(5)で指定された口座に助成金を振り込みます。



2 新型コロナウイルス感染関連

地域ふれあい事業拡大助成



コロナ禍の中における実施可能な範囲での住民同士の交流活動の支援として、高齢者や子育て世帯等の見守り・声掛け・情報提供等の活動にも助成対象を拡大します。

(1) 助成対象団体

北区内の自治・町内会

(2) 事業例

- ① 高齢者や子育て世帯等見守りが必要な世帯に対する、電話、FAX、文書、訪問等による、安否確認や住民同士のつながりを維持する活動
- ② 新型コロナウイルス感染症に関連する予防等の周知・啓発活動
- ③ その他、新型コロナウイルス感染症の影響により新たに始めた、住民同士の交流を深め、維持する活動

(3) 助成の条件

- ① 自治・町内会が事業の実施に関与していること
◆参加者が一団体に所属する者のみの事業は助成の対象外とします。



(4) 助成の内容

- ① 助成対象経費項目一事業費全般
- ② 助成額の上限・・・10,000円まで

(助成回数の上限一年度内1回まで)

◆通常の『地域ふれあい事業』(年2回)との併用は可能です。



◆注意事項

事業実施後に申請書兼報告書を提出いただきますが、

実施前に企画内容をご相談ください。

2 新型コロナウイルス感染関連 地域ふれあい事業拡大助成 申請のながれ

<事業実施前>

相談

新潟市北区社会福祉協議会へ企画内容を相談ください。
(電話・来所どちらでも可)
(例：安否確認、見守り活動)

<事業実施後>

報告

新潟市北区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(郵送・窓口どちらでも可)
(1) 助成申請書兼報告書 **様式2**
(2) 活動内容がわかる資料 (チラシ・写真・回覧文書・企画書・
打合せ記録等)
(3) 通帳の写し (口座名義記載ページ)

審査

提出書類の漏れ等を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

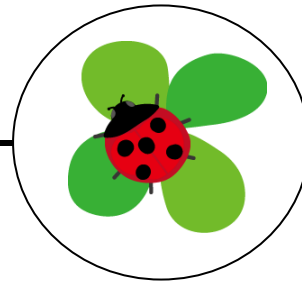
審査の後、助成の可否について郵送で通知します。
助成が決定した場合は、助成金振込日も合わせてお知らせします。

振込

通知でお知らせした日に、提出書類 (3) で指定された口座に助成金を振り込みます。



3 見守り推進事業



自治・町内会における**住民同士のゆるやかな見守り活動**を促進するための事業です。

見守る側の住民を「福祉協力員」と位置付け、自治・町内会の活動の取り組みと継続を支援します。

「福祉協力員」とは…

「福祉協力員」とは、自治・町内会における身近な福祉活動に協力する**住民ボランティア**です。

具体的な活動は

- ・高齢者世帯等の見守り活動（把握、声掛け、訪問など）
- ・住民の地域行事等の社会参加へのお誘い
- ・関係機関への連絡通報
- ・その他自治・町内会長が必要と認める福祉活動

（１）対象団体

自治・町内会

（２）条 件

- ① 必要に応じて会議・研修を行うこと
- ② 福祉協力員は、ボランティア活動保険に加入すること
 - ◆福祉協力員の方、全員が対象となります
 - ◆活動にかかるボランティア活動保険料は新潟市北区社会福祉協議会が負担します

（３）助成内容

- ① 助成対象経費項目—会議費及び消耗品費
- ② 年間助成限度額—1自治・町内会あたり上限10,000円／年間



3 見守り推進事業 申請のながれ

<事業実施前>

申請

新潟市北区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

- (1) 見守り推進事業申請書
- (2) 福祉協力員名簿
- (3) 通帳の写し(口座名義記載ページ)

審査

提出書類の漏れ等を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。
併せて、福祉協力員証を発行します。

振込

通知でお知らせした日に、提出書類(3)で指定された口座に
助成金を振り込みます。

<事業実施後>

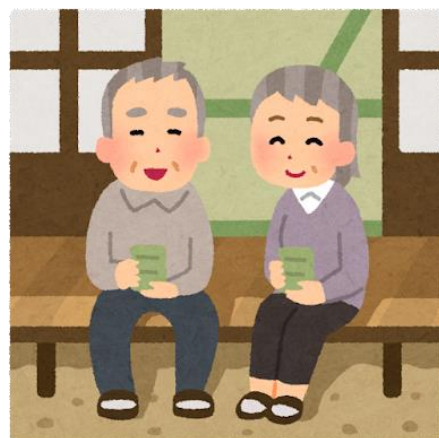
報告

新潟市北区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

(郵送・窓口どちらでも可)

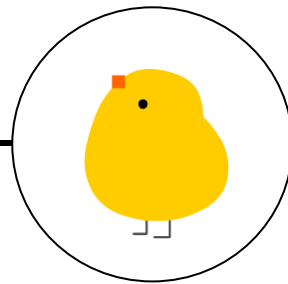
- (1) 実績報告書(兼収支報告書)

※ 経費の領収証の提出は不要です。



4 緊急情報キット配布事業

緊急情報キットの配布を通じ、自治・町内会における見守りネットワークの強化を図ることを目的とした事業です。



(1) 助成対象団体

- ① 自治・町内会
- ② 隣接する複数の自治・町内会 および コミュニティ協議会

(2) 対象者

- ① 75歳以上のひとり暮らし高齢者で見守りを必要とする世帯
- ② 自治・町内会が必要と認める世帯

◆（例）障がい者世帯、75歳以上の独居および高齢者のみ世帯 等

(3) 助成の条件

- ① 自治・町内会役員、担当民生委員児童委員等の協力を得ること
- ② 配布後、年1回以上の定期的な点検を実施すること

(4) 助成の金額と内容

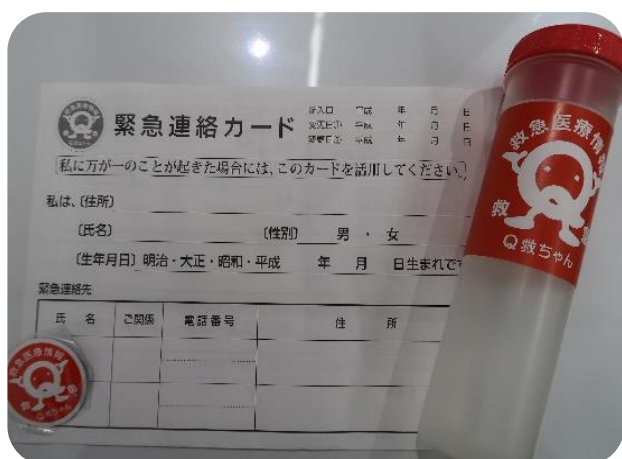
○助成額の上限—1自治・町内会あたり400円×配布数

○助成対象内容—緊急情報キット作製費（本体、内容物、シール等）

定期的な情報更新や訪問に必要な事務費

- ◆配布数は、申請年度を含めた3ヶ年度の予測される数です
- ◆筒形キットは、社協でも用意していますので助成金を活用し購入していただけます
- ◆配布先名簿の様式について必要な場合はお声がけください

筒型の例

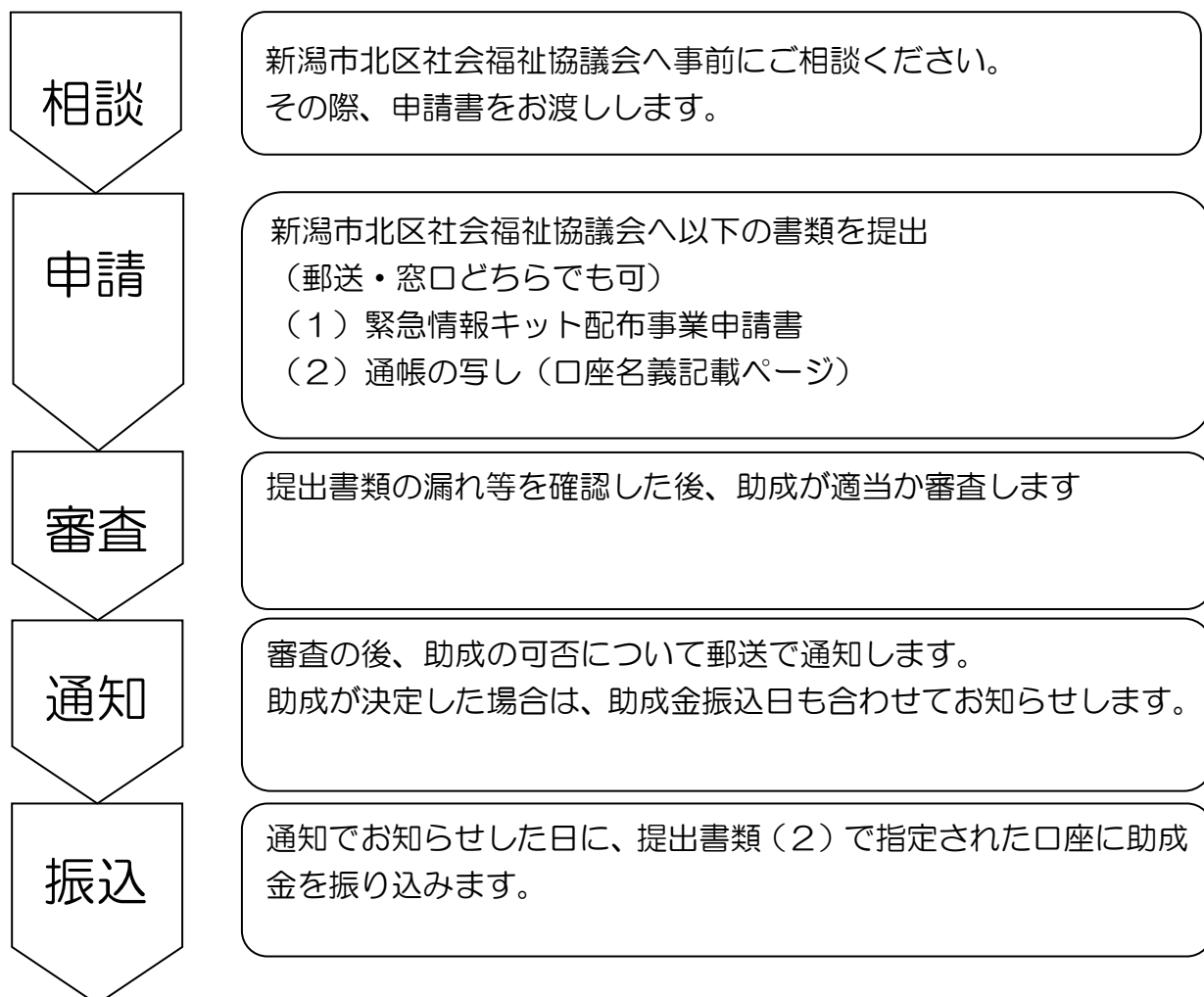


巾着型の例：木崎自治会



4 緊急情報キット配布事業 申請のながれ

<事業実施前>



今後の活動を見込んでの準備としても申請が行えますので、ご相談ください。



5 地域の茶の間事業

概ね自治・町内会を範囲とした定期的な交流の場をつくるための助成事業です。

助成対象となる事業内容は3タイプあります。



① 月1回	地域の集会所や公民館などを利用して、子どもや高齢者、障がい者等だれもが気軽に集まり交流することができる通いの場を設ける。
② 月2回以上	
③ 週1回以上	

① 月1回

〔1〕助成対象団体

地域の各種団体

（自治・町内会、コミ協、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など）

〔2〕助成の条件

① 月1回、定期的に開催すること

◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可。（お盆、年末年始等）

② 10人以上の参加があること

〔3〕助成の制限

① 助成対象経費項目一事業費全般

◆消耗品費や事務費も含まれます。（茶菓子程度は消耗品費に含まれます。）

② 助成額の上限一ひと月2,500円まで

◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は30,000円となります。

◆年度途中の申請も可能です。

その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×2,500円が助成額上限となります。



② 月2回以上

〔1〕助成対象団体

地域の各種団体

（自治・町内会、コミ協、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など）

〔2〕助成の条件

① 月2回以上、定期的に開催すること

◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可。（お盆、年末年始等）

② 10人以上の参加があること

③ 3年以内に週1回以上へ移行すること

④ 月2回以上の助成を受けなくなった月の翌月から起算して、12月以上が経過していること

〔3〕助成の制限

① 助成対象経費項目—事業費全般

◆消耗品費や事務費も含まれます。（茶菓子程度は消耗品費に含まれます。）

② 助成額の上限—ひと月5,000円まで

◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は60,000円となります。

◆年度途中の申請も可能です。

その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×5,000円が助成額上限となります。



③ 週1回以上

〔1〕助成対象団体

地域の各種団体

（自治・町内会、コミ協、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など）

〔2〕助成の条件

① 週1回以上、定期的に開催すること

◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可。（お盆、年末年始等）

② 高齢者10人以上の参加があること

〔3〕助成の制限

① 助成対象経費項目—事業費全般

◆お茶・茶菓子・食材料費は含まれません。

② 助成額の上限—ひと月20,000円まで

◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は240,000円となります。

◆初期費用は、200,000円（初年度のみ）となります。

◆年度途中の申請も可能です

その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×20,000円が助成額上限となります。

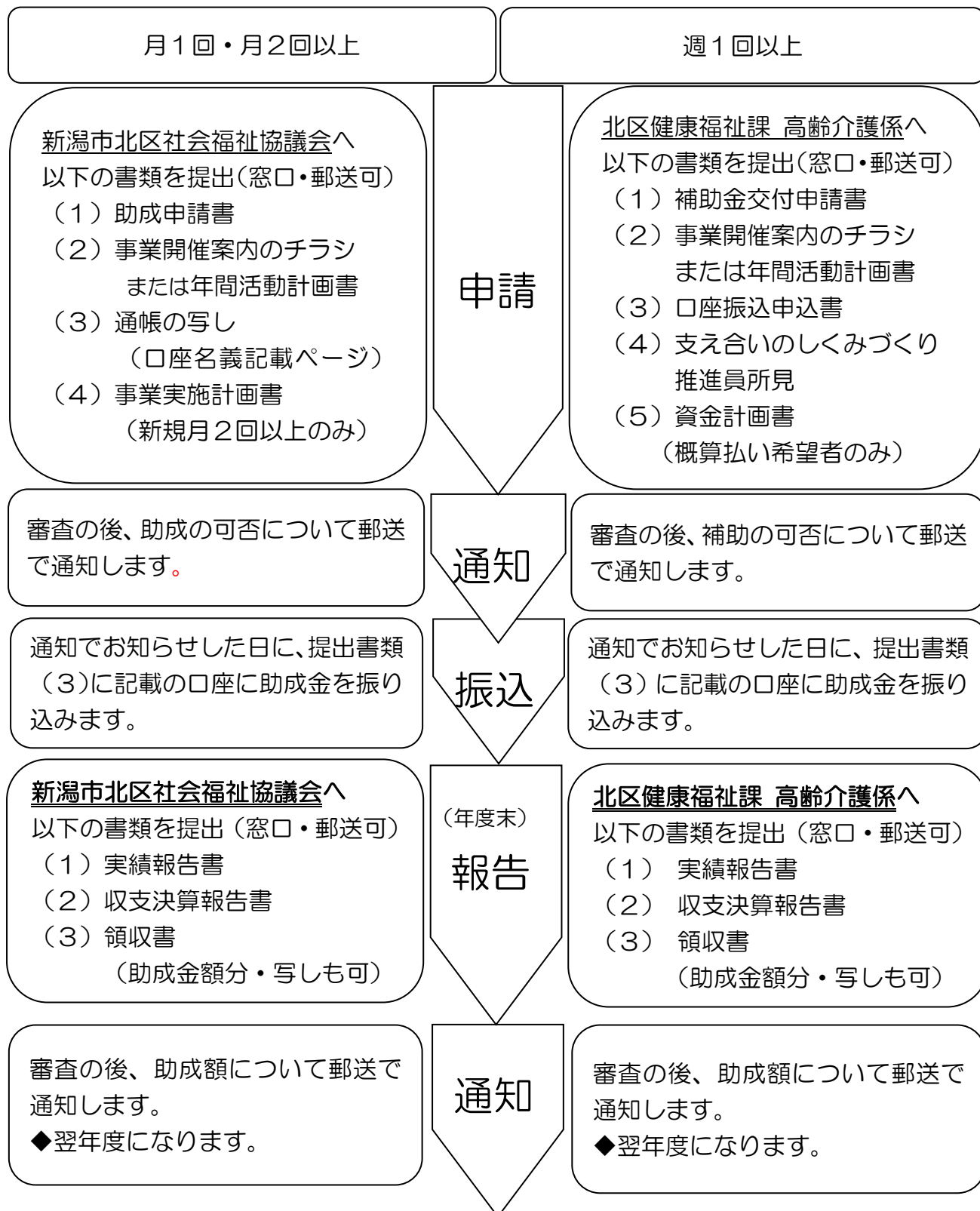
〔4〕その他

① 申請書類等提出先

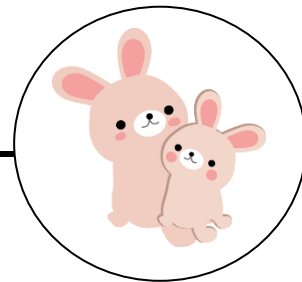
◆申請書類等の提出先は、新潟市地域包括ケア推進課または各区役所健康福祉課高齢介護係となります。



5 地域の茶の間事業 申請のながれ



6 子育て支援事業



子育て中の親の不安や社会的孤立の解消を目的としています。
子どもや親を対象とした居場所づくりの活動（子育てサロン、
こども食堂等）を運営する団体を支援する事業です。

（１）助成対象団体

地域の各種団体

（自治・町内会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会（コミ協）
子育てサロン、子育てサークル、こども食堂、子育て支援団体など）

◆子育て支援事業の目的を理解し、かつ実施することができる団体

（２）助成の条件・内容

【定期開催】

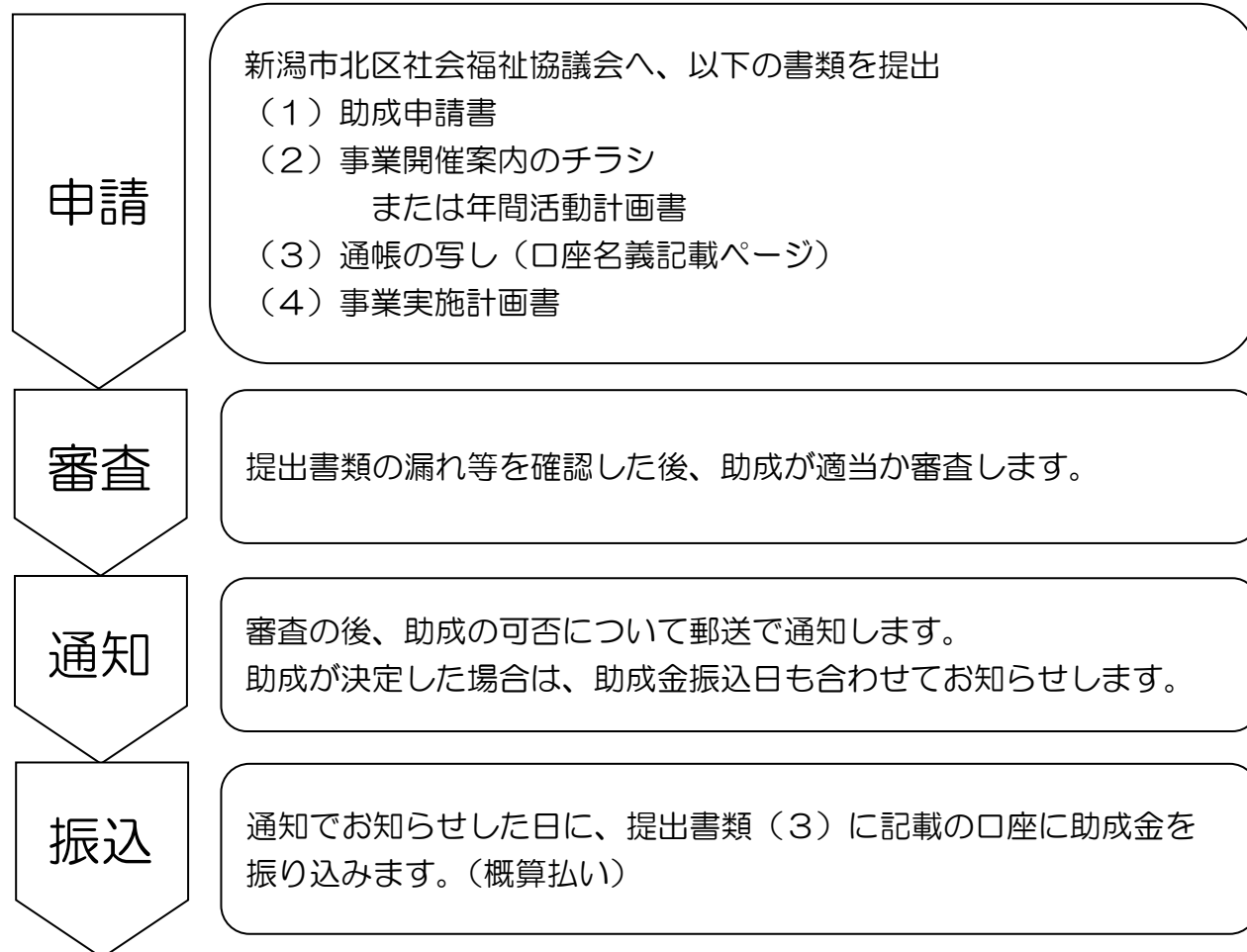
内 容	助成条件・対象経費	助成限度額
子育て中の親子の不安・ストレス解消、情報交換の場として、子どもや親が気軽に集える「居場所づくり」の活動に対して、支援を行います。	月 1 回以上、定期的に開催すること ◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可（お盆、年末年始等） ◆保険に加入すること（事業開催中及び行き帰り／参加者及び主催者全員が対象となるもの） ◆対象事業の開催周知を広く行うこと 助成対象経費項目一事業費全般 ◆消耗品費や事務費も含まれます	ひと月 2,500 円まで 年間 30,000 円 （2,500×12 か月） ※年度途中の申請可能 ※〔行事開催〕との重複申請可能

【行事開催】

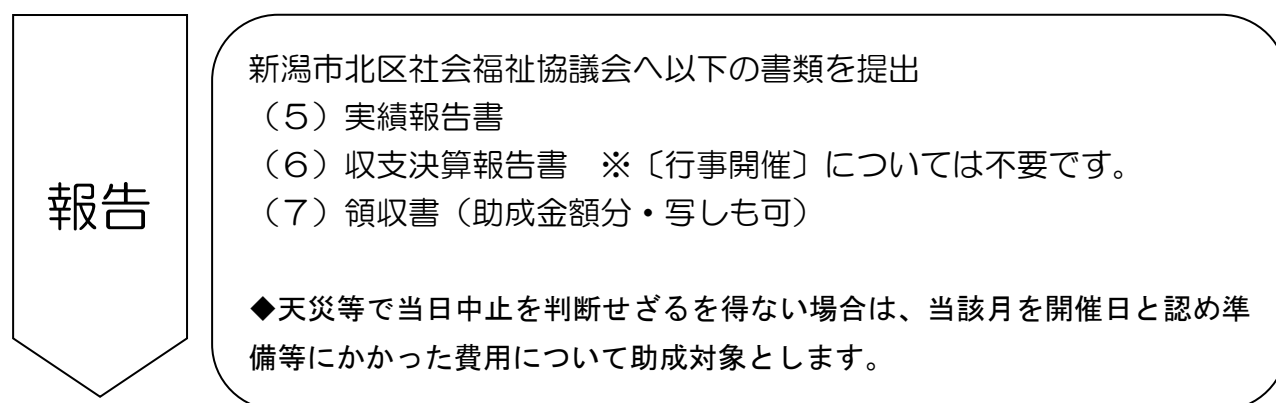
内 容	助成条件・対象経費	助成限度額
地域での定期的な子育て支援の取り組みを始める、または、身近な地域で行事を通じてつながりを作る「きっかけづくり」に対して、支援を行います。	お楽しみ会、親子参加イベント等 ◆保険に加入すること（事業開催中及び行き帰り／参加者及び主催者全員が対象となるもの） ◆対象事業の開催周知を広く行うこと 助成対象経費項目一事業費全般 ◆消耗品費や事務費も含まれます	年間 1 回のみ 10,000 円まで ※繰り越し不可

6 子育て支援事業 申請のながれ（定期・行事開催）

<事業実施前>

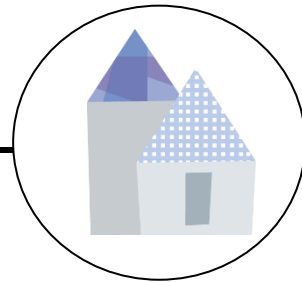


<事業実施後>



7 地域福祉活動計画推進事業

北区地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、取り組みを実践する地区に助成します。



(1) 助成対象団体

地区社会福祉協議会（地域コミュニティ協議会）

(2) 事業例

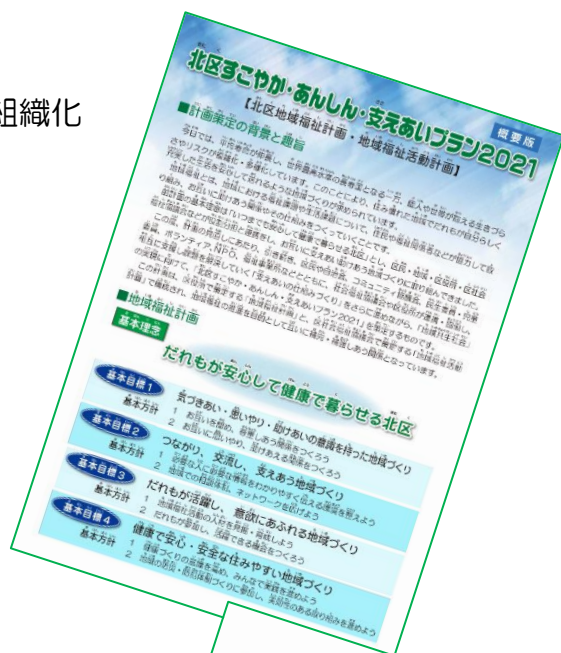
- ① 地域福祉活動を担うボランティアの育成、組織化
- ② 地域の見守り活動
- ③ 健康教室や講演会等の交流活動 など
- ④ ①～③を実施するための会議等

(3) 助成条件

- ① 地域福祉活動計画の推進に寄与する事業
- ② 独自の企画と方法に基づいた先駆的な事業

(4) 助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
◆お酒代は除きます
- ② 助成額の上限 — 年度内 30,000 円
◆年度を越えての繰り越しはできません
- ③ 助成回数の上限—年度内 1 回まで
◆回数を次年度に繰り越すことはできません



7 地域福祉活動計画推進事業 申請手続きのながれ

<事業実施前>

申請

新潟市北区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

- (1) 助成申請書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 通帳の写し(口座名義記載ページ)

審査

提出書類の漏れ等を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。
助成が決定した場合は、助成金振込日も合わせてお知らせします。

振込

通知でお知らせした日に、提出書類(3)で指定された口座に
助成金を振り込みます。

<事業実施後>

報告

新潟市北区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

(郵送・窓口どちらでも可)

- (4) 助成報告書

※経費の領収証の提出は不要です。

— 福祉系講師を派遣します —

新潟市北区社会福祉協議会では、

助成金のほかにも、“福祉”に関する講座を

企画、実施しています。

たとえば・・・

福祉系講師の派遣

認知症や介護予防に関する講座

地域の茶の間立ち上げ講座

ボランティアの勉強会

介護職・福祉職ってどんな仕事？

北区社会福祉協議会 マップ

